

瀬戸市土地利用調整条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第19号

瀬戸市土地利用調整条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市土地利用調整条例施行規則（平成11年瀬戸市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第3条、第6条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><省略></div>	別表第1（第3条及び第6条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><省略></div>
別表第2（第5条関係） (1)から(6)まで <省略> (7) <省略> (8) <省略> (9) <u>独立行政法人労働者健康安全機構</u> (10) <省略> (11) <省略> (12) <省略> (13) <省略> (14) <省略> (15) <省略>	別表第2（第5条関係） (1)から(6)まで <省略> (7) <u>社団法人愛知県農林公社</u> (8) <省略> (9) <省略> (10) <u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u> (11) <省略> (12) <省略> (13) <省略> (14) <省略> (15) <省略> (16) <省略>

第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式及び第6号様式中「瀬戸市長 殿」を「（宛先）瀬戸市長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。